

青森県国民保護計画

令和 8 年 9 月

青 森 県

目 次

第1編 総 論	1
第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ	1
2 県国民保護計画の構成	2
3 県国民保護計画の見直し、変更手続	2
4 市町村国民保護計画	2
5 指定地方公共機関国民保護業務計画	3
第2章 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針	4
1 基本的人権の尊重	4
2 国民の権利利益の迅速な救済	4
3 国民に対する情報提供	4
4 関係機関相互の連携協力の確保	4
5 国民の協力	4
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な 配慮	4
7 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施	5
8 国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者等の安全の確保	5
9 本県の特性を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に 係る特別な配慮	5
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	6
1 関係機関の事務又は業務の大綱	7
2 関係機関の連絡先、連絡方法等	11
第4章 県の地理的、社会的特徴	12
1 位置	12
2 地形	13
3 気候	14
4 人口分布	15
5 道路の位置等	16
6 鉄道、空港、港湾の位置等	17
7 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況	18
8 原子燃料サイクル施設等及び原子力発電所の状況	18
9 自衛隊施設の配置状況	18
10 在日米軍施設の配置状況	19

目次

第5章 県国民保護計画が対象とする事態	20
1 武力攻撃事態	20
2 緊急対処事態	23
第2編 平素からの備えや予防	25
第1章 組織・体制の整備等	25
第1 県等における組織・体制の整備	25
1 県の組織・体制の整備	25
2 県職員の参集基準等	28
3 国民の権利利益の救済に係る処理体制の確保等	30
4 市町村及び指定地方公共機関の体制の整備	31
第2 関係機関との連携体制の整備	32
1 基本的考え方	32
2 国の機関との連携	32
3 他の都道府県との連携	33
4 市町村との連携	34
5 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携	35
6 ボランティア団体等に対する支援	35
第3 通信の確保	36
1 非常通信体制の整備	36
2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項	36
3 県警察における通信の確保	37
4 市町村における通信の確保	37
第4 情報収集・提供等の体制整備	38
1 基本的考え方	38
2 警報の通知・伝達に必要な準備	38
3 市町村における警報の伝達に必要な準備	39
4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	39
5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	41
6 被災情報の収集・報告に必要な準備	41
7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	42
第5 研修及び訓練	43
1 研修	43
2 訓練	43

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	4 5
1 避難に関する基本的事項	4 5
2 救援に関する基本的事項	4 5
3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	4 6
4 交通の確保に関する体制等の整備	4 7
5 避難施設の指定	4 8
6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	4 9
第3章 生活関連等施設の把握等	5 0
第1 生活関連等施設の把握等	5 0
1 生活関連等施設の把握	5 0
2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	5 2
3 市町村における平素からの備え	5 2
第2 県が管理する公共施設等における警戒等	5 3
1 県が管理する公共施設等における警戒等	5 3
2 市町村が管理する公共施設等における警戒等	5 3
第4章 物資及び資材の備蓄、整備	5 4
1 基本的考え方	5 4
2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	5 4
3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	5 5
4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	5 5
第5章 国民保護に関する啓発	5 6
1 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する啓発	5 6
2 武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民が取るべき行動等に関する啓発	5 6
3 市町村における国民保護に関する啓発	5 7

目次

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処	58
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	58
1 県危機対策連絡室の設置等及び初動措置	58
2 県危機対策本部又は県対策本部に移行する場合等の調整	59
3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	60
第2章 県対策本部の設置等	61
1 県対策本部の設置	61
2 県対策本部の組織	62
3 通信の確保	68
第3章 関係機関相互の連携	69
1 国の対策本部との連携	69
2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	69
3 自衛隊の部隊等の派遣要請等	70
4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	71
5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	71
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	72
7 県の行う応援等	72
8 ボランティア団体等に対する支援等	73
9 住民への協力要請	74
第4章 警報及び避難の指示等	75
第1 警報の通知及び伝達	75
1 武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達	75
2 武力攻撃事態等における市町村長の警報伝達の基準	76
3 緊急対処事態における警報の通知等及び市町村長の警報伝達の基準	78
4 緊急通報の発令	78
第2 避難の指示等	80
1 避難措置の指示	80
2 避難の指示	81
3 避難の指示に当たって配慮すべき事項	85
4 事態の類型等に応じた留意事項	86
5 県による避難住民の誘導の支援等	89
6 避難実施要領	92
7 避難所等における安全確保等	96
8 動物の保護等	96

第5章 救援	97
1 救援の実施	97
2 関係機関との連携	98
3 救援の内容	99
4 救援の際の物資の売渡し要請等、土地等の使用等	103
5 医療の実施の要請等	105
6 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	105
第6章 安否情報の収集・提供	107
1 安否情報の収集・提供システムの利用	107
2 安否情報の収集等	107
3 安否情報の報告	111
4 安否情報の照会に対する回答	111
5 日本赤十字社に対する協力	116
第7章 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処	117
第1 生活関連等施設の安全確保等	117
1 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処の基本的考え方	117
2 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の兆候の通報	117
3 生活関連等施設の安全確保	118
4 危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の防止及び防除	120
5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の発生防止	123
第2 武力攻撃等原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	124
1 武力攻撃等原子力災害への対処	124
2 NBC攻撃による災害への対処	127
第3 応急措置等	130
1 退避の指示	130
2 応急公用負担等	131
3 警戒区域の設定	131
4 消防に関する措置等	132
第8章 被災情報の収集及び報告	134
1 被災情報の収集及び報告	134
2 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の収集及び報告	135
第9章 保健衛生の確保及び廃棄物の処理等	136
1 保健衛生の確保	136
2 廃棄物の処理	136
3 文化財の保護	137

目次

第10章 交通規制	138
1 交通状況の把握	138
2 交通規制の実施	138
3 緊急通行車両の確認	138
4 交通規制等の周知徹底	138
5 緊急交通路確保のための権限等	138
6 関係機関等との連携	139
第4編 国民生活の安定その他の措置	140
第1章 国民生活の安定	140
1 生活関連物資等の価格安定	140
2 避難住民等の生活安定等	141
3 生活基盤等の確保	142
第2章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	143
1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	143
2 赤十字標章等の交付及び管理	144
3 特殊標章等の交付及び管理	145
4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	145
第5編 復旧等	146
第1章 応急の復旧	146
1 基本的考え方	146
2 ライフライン施設の応急の復旧	146
3 輸送路の確保に関する応急の復旧等	147
第2章 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧	148
1 基本的考え方	148
第3章 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁等	149
1 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁、 国に対する負担金の請求	149
2 損失補償、実費弁償及び損害補償	149
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	150
4 市町村が国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用 の支弁、国に対する負担金の請求等	150